

附属機関等の概要

附属機関等の名称	福山市言語障がい教育支援委員会
設置根拠	福山市教育支援委員会条例
設置目的	心身に障害のある幼児（満5歳から小学校就学の始期に達するまでの者をいう。）、児童及び生徒（以下「幼児等」という。）の適切な就学指導、助言等を行う。
設置年月日	2014年（平成26年）4月1日
委員数	11人以内
公開・非公開の別	☐ 公開 ☒ 非公開
非公開とする根拠 又は理由	教育支援委員会では、幼児児童生徒の障害の状態、就学指導に関する資料、保護者の意向等の状況を踏まえ、就学先を協議している。協議は個人を識別することが可能な情報が多く含まれているため。
庶務担当課	学びづくり課
	TEL(084)928－1170
備考	